

## 小規模通所授産施設、精神障害者社会復帰施設等に係る

### 福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて

平成 21 年 8 月 26 日 京都府障害者支援課

福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領「2 事業の内容」中の「二対象サービス」中の「ウ障害児施設給付費等」中の重症心身障害児（者）通園事業及び「エ精神障害者社会復帰施設等」に該当する事業所におかれましては、下記事項に御留意の上、福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金の交付申請手続きを行ってください。

#### 1 助成金の申請手続きについて

他の施設種別（国保連を通じて報酬が支払われる施設等）と同様に所定の日までに、申請手続きを行ってください。

#### 2 福祉・介護職員処遇改善計画について

事務処理要領及び国 Q & A も、他の施設種別（国保連を通じて報酬が支払われる施設等）と同様に基本的には適用されますので、平成 21 年度分については、サービス提供月数、交付金支給月数、賃金改善実施期間（月数）は、最大 4 ヶ月となりますので、平成 21 年度分福祉・介護職員処遇改善計画書中の「(1) 賃金改善計画」中の「①助成金見込額」、「④賃金改善実施期間」は、最大 4 ヶ月の期間としてください。

#### 3 助成金の支払いについて

支払方法、支払時期については、別途、調整・連絡いたします。